

東北地方整備局管内の建設業

大臣許可業者における

# 建設業許可の手引き

令和5年7月1日改訂版

国土交通省 東北地方整備局

建政部 建設産業課

※この手引きは、国土交通大臣許可(東北地方整備局)の建設業者を対象にしています。  
また、随時見直されます。

## <目 次>

1. 建設業許可制度の概要	1
2. 大臣許可の申請	3
3. 許可後の届出等について	5
4. 電子申請について	7
5. 事業継承・相続について	7
6. 許可証明書の発行について	7

※経営事項審査については、「経営事項審査の手引き」をご覧ください。

令和5年1月10日から電子申請が始まりました。

建設業・経営事項審査電子申請システム（J C I P）については、国土交通省HPをご参照ください。

[https://www1.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00019.html](https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)

## 1. 建設業許可制度の概要

建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負って営業する場合を除き、請け負おうとする建設工事に対応する種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。(建設業法第3条、施行令第1条の2)

※「軽微な建設工事」とは

- 建築一式工事・・・ 工事1件の工事代金の額が1,500万円に満たない工事  
または延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- その他の工事・・・ 工事1件の請負代金の額が500万円に満たない工事

- ・上記金額は消費税及び地方消費税相当額を含みます。
- ・注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料価格が含まれない場合においては、その市場価格及び運送賃を加えた額となります。

建設業の許可と建設工事の種類

建設業の許可	
大臣許可と知事許可	大臣許可：2以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む場合 知事許可：1の都道府県のみで営業所を設置して建設業を営む場合
許可の区分 (一般建設業と特定建設業)	許可には「一般建設業」と「特定建設業」の許可があります。特定建設業者でなければ、発注者から直接受注した工事について、総額4,500万円(建築一式工事：7,000万円)以上の下請工事の契約を締結することができません。
建設工事の種類	土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

※「営業所」とは

営業所とは、本店または支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与する事務所であれば、営業所に該当します。

また、常時建設工事の請負契約を締結する事務所とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、必ずしもその事務所の代表者が契約書上の名義人であるか否かを問うものではありません。

【許可の有効期限について】

建設業許可の有効期限は5年間です。更新申請は有効期間満了の30日前までに手続きして下さい。

なお、更新にあわせて業種追加を申請しようとする場合には、更新しようとする許可の有効期間が原則として6ヶ月以上残っていることが必要です。

【許可基準の概要】

	一般建設業	特定建設業	
		指定建設業以外	指定建設業(*)
常勤役員等 (法第7条第1号)	<p>法人：常勤の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者）のうち一人 個人：本人または支配人のうち一人 が以下のいずれかに該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有していること。</li> <li>建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る）として5年以上経營業務を管理した経験を有していること。</li> <li>建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として6年以上経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有していること。</li> </ul> <p>その他、常勤役員の中の1人が下のいずれかに該当する者については、財務管理、労務管理、運営業務について5年以上の建設業の業務経験を有する者を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る）としての経験を有していること。</li> <li>五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有していること。</li> </ul>		
社会保険加入 (法第7条第1号)	<p>適正な社会保険に加入していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険・厚生年金保険 適用事業所に該当している全ての営業所について、その旨を届け出ていること。</li> <li>雇用保険 適用事業の事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること。</li> </ul>		
営業所の専任技術者 (法第7条第2号) (法第15条第2号)	<p>許可を受けようとする建設業ごとに以下のいずれかの要件を満たす専任の技術者をその営業所ごとに置くこと（現場における管理技術者等の資格要件と同じ）</p> <p>イ) 指定学科を卒業後 ①高等学校 5年以上 ②大学又は高等専門学校 3年以上 の実務経験を有する者 ロ) 10年以上の実務経験を有する者 ハ) 国土交通大臣がイまたはロと同等以上と認定した者</p>	<p>イ) 1級国家資格者 ロ) 左欄のイ、ロ、ハのいずれかに該当するものうち、発注者から直接請け負い、その金額が4,500万円以上であるものに関し、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ハ) 国土交通大臣がイまたはロと同等以上の能力を有するものと認定した者</p>	<p>イ) 1級国家資格者 ハ) 国土交通大臣がイまたはロと同等以上の能力を有するものと認定した者</p>
誠実性 (法第7条第3号)	<p>法人である場合は当該法人・役員・政令で定める使用人が、個人である場合は本人または政令で定める使用人が、請負契約に関して不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと</p>		
財産的基礎 (法第7条第4号) (法第15条第3号)	<p>請負契約（軽微な建設工事を除く）を履行するに足る財産的基礎または金銭的信用を有していること 次のいずれかに該当すること イ) 自己資本の額が500万円以上であること ロ) 500万円以上の資金を調達する能力を有すること ハ) 許可申請前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること</p>	<p>請負代金の額が8,000万円以上のものを履行するに足る財産的基礎を有していること 次の全てに該当すること イ) 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ロ) 流動比率が75%以上であること ハ) 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること</p>	
欠格要件 (法第8条) (法第17条)	<p>許可申請書またはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、また重要な事実の記載が欠けているとき 次のいずれかに該当するとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ない者（法人の役員、支配人、営業所の長を含む）</li> <li>不正の手段により許可を受けた場合、または営業停止処分に違反したことによりその許可を取り消されて5年を経過しない者（法人の役員、支配人、営業所の長を含む）</li> <li>許可の取消し処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者（法人の役員、支配人、営業所の長を含む）</li> <li>上記3の届出があった場合に、許可の取消し処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等または個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者（法人の役員等及び個人の使用人を含む）</li> <li>営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</li> <li>営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者（法人の役員、支配人、営業所の長を含む）</li> <li>禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの（法人の役員、支配人、営業所の長を含む）</li> <li>建設業法または一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（法人の役員、支配人、営業所の長を含む）</li> <li>暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</li> <li>営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から8のいずれかに該当する者</li> <li>暴力団員等がその事業活動を支配する者</li> </ol>		

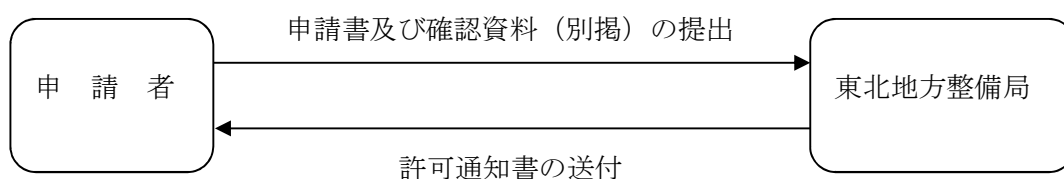
\*指定建設業：土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業

※特定建設業許可の財産的基礎要件について

**特定建設業の許可更新にあたり、直前の決算期における財務諸表の内容が上記の基準を満たしていない場合、許可の更新はできません。更新申請にあたって財産的基礎要件を満たさない場合は、申請手続等について事前にご相談下さい。**

## 2. 大臣許可の申請

大臣許可の申請について書面で行う場合は、申請書類（正本1部）を直接、東北地方整備局へ郵送又は持参しての申請となります。申請から許可までの流れは以下の図のとおりです。また、電子申請でも受け付けております。



### 【申請区分と許可手数料】

申請区分	申請内容	登録免許税又は許可手数料の額※
新規	現在有効な許可を受けていない場合	①登録免許税 15万円 ②登録免許税 30万円
許可換え新規	知事許可から大臣許可に換える申請	①登録免許税 15万円 ②登録免許税 30万円
般・特新規	(A)一般建設業許可のみを受けている者が新たに特定建設業許可を申請する場合 (B)特定建設業許可のみを受けている者が新たに一般建設業許可を申請する場合	①登録免許税 15万円
業種追加	許可業種を追加する場合	①許可手数料 5万円 ②許可手数料 10万円
更新	すでに受けている許可を継続する場合	①許可手数料 5万円 ②許可手数料 10万円
般・特新規+業種追加	般・特新規と業種追加を同時に申請する場合	登録免許税 15万円 及び 許可手数料 5万円
般・特新規+更新	般・特新規と更新を同時に申請する場合	登録免許税 15万円 及び 許可手数料 5万円
業種追加+更新	業種追加と更新を同時に申請する場合	1)業追①+更新①許可手数料 10万円 2)業追①+更新②又は業追②+更新①許可手数料 15万円 3)業追②+更新②許可手数料 20万円
般・特新規+業種追加+更新	般・特新規、業種追加、更新を同時に申請する場合	登録免許税 15万円 及び 許可手数料 10万円

※①：特定または一般のいずれか一方を申請する場合 ②：特定と一般の両方を同時に申請する場合

### 【登録免許税と許可手数料】

東北地方整備局管内における登録免許税の納入先は以下のとおりです。直接納入するか、日本銀行、最寄りの国税の収納を行う日本銀行歳入代理店及び郵便局で納入することができます。また、許可手数料については、申請書に収入印紙を貼付して下さい。

○登録免許税納入先 **仙台北税務署**

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-1-1 022-222-8121

申請区分毎のご提出頂く申請書と添付書類（申請書類等）は以下の通りです。

**早見表（許可申請書と添付書類）**

提出書類	提出時期	申請区分				3～1ヶ月前	随時	6ヶ月前まで	
		①新規	②許可換え新規	③般特新規	④業種追加	⑤更新	⑥般特新規十業種追加	⑦般特新規十更新	⑧業種追加十更新
様式第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙一	役員等一覧表(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙三	収入印紙、又は登録免許税領収書はり付け欄	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙四	専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○
第2号	工事経歴書	○	○	○	△	○	○	○	◇
第3号	直前3年工事施工金額	○	○	○	△	○	○	○	○
第4号	使用人数	○	○	○	△	○	○	○	○
第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○
	登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
	身分証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
第7号 (常勤役員等を直接に補佐する者を置いて要件具備する場合は第7号の2)	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 (常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書)	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙 (常勤役員等を直接に補佐する者を置いて要件具備する場合は別紙1, 2)	常勤役員等の略歴書 (常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書)	○	○	○	○	○	○	○	○
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○
第8号	専任証明書(新規・変更)	○	○	○	○	○	○	○	○
	合格証・実務経験証明書・監理技術者資格者証等(注6)	○	○	○	○	○	○	○	◇
第11号	令3一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○
第12号	役員等の住所、生年月日の調書(注3)	○	○	○	○	○	○	○	○
第13号	令3使用人の住所、生年月日の調書(注4)	○	○	○	○	○	○	○	○
	定款	○	○	△	※	△	※	△	※
第14号	株主(出資者)調書	○	○	○	※	※	※	※	※
第15～17号の3	貸借対照表	○	○	△	△	△	△	△	△
	損益計算書・完成工事原価報告書	○	○	△	△	△	△	△	△
	株主資本等変動計算書	○	○	△	△	△	△	△	△
※個人事業者の場合は第18・19号	注記表	○	○	△	△	△	△	△	△
	附属明細表(注5)	○	○	△	△	△	△	△	△
	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)(注6)	○	○	△	※	△	※	△	※
第20号	営業の沿革	○	○	△	○	△	○	△	○
第20号の2	所属建設業者団体	○	○	△	※	△	※	△	※
	納税証明書(法人税その1)	○	○	△	△	△	△	△	△
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	△	※	△	※	△	※
経営	常勤性	○	○	○	○	○	○	○	○
	経験	○	○	*	○	*	○	*	○
専技	常勤性	○	○	※	○	○	○	○	○
	経験(実務経験、指導監督の実務経験の場合のみ)	○	○	※	○	○	○	○	◇
保険	健康保険・厚生年金	○	○	○	○	○	○	○	○
	雇用保険	○	○	○	○	○	○	○	○
営業所	存在	○	○	※	○	※	○	※	○

\*…前回の許可申請時において既に経営者として置かれており、その経験年数が5年以上である場合には前回の証明書の写しをもって代えることができる

〈注1〉 個人事業者であっても、経営者については記載する。「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問(非常勤を含む)、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を含む。

〈注2〉 「顧問」、「相談役」及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主については、提出不要。

〈注3〉 経営者は作成しない。

〈注4〉 役員等が令3条使用人を兼ねている場合は省略可。

〈注5〉 附属明細表については、特例有限会社を除く株式会社のうち以下のいずれかに該当する者が提出する。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。

- ① 資本金の額が1億円超であるもの
- ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

〈注6〉 電子申請システムにて申請し、バックヤード連携等される場合、下記は省略可。

- ・技術検定の第二次検定の合格証明書
- ・監理技術者資格者証の写し
- ・履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)

◎ 確認資料の詳しい内容は、「建設業許可申請等の確認資料について」を参照してください。

#### 【受付印について】

受付印（受理印）を押印した控えの受領を希望される場合は、申請書類と併せて、下記資料のどちらかを添付して下さい。

- FAX送信票と受領印押印用の申請書の鏡（社印・代表者印の押印、担当者名の記載のないもの）
- 受領印押印用の申請書類の副本（申請書の鏡のみでも可）と返信用封筒

#### 【大臣許可における標準処理期間について】

大臣許可における標準的な処理期間（東北地方整備局に提出してから当該申請に対する処分をするまでの期間）は、おおむね90日程度を目安としています。

なお、この期間には形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間、審査のために必要な資料提出を求めてから申請者がその求めに応答するまでの期間は含まれません。

#### 【確認資料について】

確認資料とは、許可申請書及び添付書類として定められている提出書類とは別に、申請等の内容を審査するために必要な書類（資料）のことです。この確認資料に基づいて、経管者や技術者の常勤性や営業所の実在性などを審査しています。

**許可申請書等とあわせて提出して下さい。**

確認資料の詳細は「建設業許可申請等の確認資料について」をご覧ください。なお、**提出いただいた確認資料は返却いたしません**ので、あらかじめご了承下さい。

- 許可申請書・確認資料の送付先・問い合わせ先

〒980-8602

仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 B棟  
東北地方整備局 建政部 建設産業課 建設業許可担当  
電話 022-225-2171（内線 6145、6147）

### 3. 許可後の届出等について

許可を受けた後、次頁の届出事項に該当する事案が生じた際には、各種変更届出書の提出が必要となりますので、許可申請書と同様に東北地方整備局へ直接提出して下さい。

また、届出事項によって、法定書類に加えて「確認資料」（「建設業許可申請等の確認資料について」参照）の提出が必要になる場合があります。その場合は、変更届出書とあわせて提出して下さい。

- 変更届・確認資料の送付先・問い合わせ先

〒980-8602

仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 B棟  
東北地方整備局 建政部 建設産業課 建設業許可担当  
電話 022-225-2171（内線 6145、6147）





## 4. 電子申請について

令和5年1月10日から、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）において、電子申請の受付を開始しています。詳しくは、以下の国土交通省HPをご確認ください。

[https://www1.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00019.html](https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)

## 5. 事業承継・相続について

合併、分割、事業譲渡等の際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みが構築されました（令和2年10月1日施行）。これにより、許可の空白期間なく事業承継等を行うことが可能となります。**該当する事案が生じる場合は、早めに東北地方整備局へご相談ください。**

## 6. 許可証明書の発行について

**以下の場合に限り**、現に建設業の許可を有していることを示す「許可証明書」を発行しています。

- ・その時点で許可の更新を申請中であり、当該申請に対する処分がなされていない場合  
**※請求は、原則として一の更新申請につき1回、1部限り**
- ・「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」による確認ができない事項がある場合や、災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等、特段の事情がある場合

許可証明書が必要な場合は、許可証明願（次頁参照）と切手を貼付した返信用封筒を同封の上、東北地方整備局建政部建設産業課許可証明担当まで送付して下さい。

なお、発行手数料は無料となっております。発行には証明願到達から1週間前後かかりますので、あらかじめご了承下さい。

○許可証明願の送付先・問い合わせ先

〒980-8602

仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 B棟  
東北地方整備局 建政部 建設産業課 許可証明担当  
電話 022-225-2171（内線 6147）

(許可証明願 様式と記載例 A4)

令和〇年〇月〇日

国土交通省  
東北地方整備局建政部  
建設産業課長 殿

所在地 〇〇県△△市××××  
商号 東北地方建設(株)  
代表者 東北 太郎

建設業許可証明願

下記のとおり、建設業法第3条の規定により許可を受けていることを証明してください。

記

許可番号 国土交通大臣(般特-〇〇)第△△△号

許可年月日 平成・令和 〇〇年〇〇月〇〇日

許可を受けた 建設業の種類	特定建設業	土木工事業 建築工事業
	一般建設業	左官工事業 内装仕上工事業

【建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等】

国土交通大臣が、建設業法第3条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書（同法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び第11条（第17条で準用するものを含む。）に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、許可申請書類等の内容を確認するために提出していただく許可申請書等以外の資料により取得する個人情報については、許可申請の審査事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

1. 許可申請の審査事務（国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合があります。）
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 許可申請書等の閲覧
4. **建設業法第27条の23第1項に規定する建設工事の発注者**が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。）
5. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定による次の利用又は提供
  - ①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
  - ②国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
  - ③他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
  - ④専ら統計の作成又は学術研究の目的のための提供するとき
  - ⑤本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
  - ⑥その他提供することについて特別の理由があるときの提供

この手引きの内容に関するお問い合わせ

国土交通省 東北地方整備局

建政部 建設産業課

住所：宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

仙台合同庁舎 B棟

電話：022-225-2171

<http://www.thr.mlit.go.jp/>

令和5年7月











別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業） 2/3

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
電気工事手法	55	第1種電気工事士																													
	56	第2種電気工事士																													
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）																													
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者																					8								
	35	工事担任者																					8								
水道法	65	給水装置工事主任技術者																													
消防法	68	甲種 消防設備士																											8		
	69	乙種 消防設備士																											8		
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	71	建築大工		8																											
	64	型枠施工		8	8																										
	72	左官			8																										
	57	とび・とび工				8																							8		
	73	コンクリート圧送施工				8																									
	66	ウェルポイント施工				8																									
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																													
	75	給排水衛生設備配管																													
	76	配管（注1）・配管工																													
	70	建築板金「ダクト板金作業」						8								8															
	77	タイル張り・タイル張り工										8																			
	78	築炉・築炉工・れんが積み										8																			
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					8					8																			
	80	石工・石材施工・石積み					8																								
	81	鉄工（注2）・製罐																													
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）												8																	
	83	工場板金																8													
	84	板金・建築板金・板金工（注4）						8									8														
	85	板金・板金工・打出し板金																8													
	86	かわらぶき・スレート施工						8																							
87	ガラス施工																8														
88	塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工																	8													
89	建築塗装・建築塗装工																	8													
90	金属塗装・金属塗装工																	8													
91	噴霧塗装																	8													
67	路面標示施工																	8													
92	畳製作・畳工																					8									
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表紙・表具・表具工																				8										
94	熱絶縁施工																					8									
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									8					
96	造園																														
97	防水施工																			8											
98	さく井																										8				
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
61	地すべり防止工事	【1年】					8																				8				
	40	基礎くい工事					8																								
	62	建築設備士	【1年】																												
	63	計装	【1年】																												
	60	解体工事施工技士																											8		
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別表(二) 有資格コード一覧(特定建設業) 3/3

コード	資格区分	建設業の種類	建設業の種類																																
			工	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	調	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解				
36	基幹技能者	種目	登録電気工事基幹技能者																														8		
			登録橋梁基幹技能者				8																												
			登録造園基幹技能者																																
			登録コンクリート圧送基幹技能者				8																												
			登録防水基幹技能者																						8										
			登録トンネル基幹技能者				8																												
			登録建設塗装基幹技能者																						8										
			登録左官基幹技能者				8																												
			登録機械土工基幹技能者				8																												
			登録海上起重基幹技能者																														8		
			登録PC基幹技能者				8											8																	
			登録鉄筋基幹技能者															8																	
			登録圧接基幹技能者															8																	
			登録型枠基幹技能者				8																												
			登録配管基幹技能者																																
			登録髷・土工基幹技能者				8																												
			登録切断穿孔基幹技能者				8																												
			登録内装仕上工事基幹技能者																																
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																																8
			登録エクステリア基幹技能者					8	8				8																						
			登録建築板金基幹技能者							8									8																
			登録外壁仕上基幹技能者				8																		8	8									
			登録ダクト基幹技能者																																
			登録保温保冷基幹技能者																																8
			登録グラウト基幹技能者				8																												
			登録冷凍空調基幹技能者																																
			登録運動施設基幹技能者				8																												
			登録基礎土工基幹技能者				8																												
			登録タイル張り基幹技能者																	8															
			登録標識・路面標示基幹技能者				8																												
			登録消火設備基幹技能者																																8
登録建築大工基幹技能者				8																															
登録硝子工事基幹技能者																																			
登録ALC基幹技能者																																			
登録土工基幹技能者				8																															
登録ウレタン断熱基幹技能者																																8			
登録発破・破砕基幹技能者				8																															
登録建築測量基幹技能者				8																															
登録解体基幹技能者																																8			
登録圧入工基幹技能者				8																															
登録送電線工事基幹技能者				8																															
登録さく井基幹技能者																																8			
その他	99	その他(上記に該当するものを除く)		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8				

**備考**  
 ・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号(実務経験証明書)が必要となります。

(注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

(注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。

(注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

(注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

(注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

(注6) 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

(注7) 令和3年4月1日以降に、工事担当者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限られます。

《様式第22号の2 第一面 記載要領》

記

別添

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
<b>【役員の更替】 取締役(経営者)が退任し、新たにこれまで役員でなかった者が取締役(経営者)に就任した場合</b>				
役員等の氏名	東北 信一	仙台 四郎	27.7.1	取締役・経営業務管理責任者
<b>【役員の更替】 取締役(経営者)が退任し、これまで取締役であった者が新たに経営者に就任、別途新たに役員でなかった者が取締役に就任した場合</b>				
役員等の氏名	東北 信一	—	27.7.1	取締役・経営業務管理責任者離任
役員等の氏名 (経営者の変更)	秋田 一郎	秋田 一郎	27.7.1	経営業務管理責任者就任
役員等の氏名	—	仙台 四郎	27.7.1	取締役
<b>【役員の更替】 取締役(経営者)が経営者のみを離任し、これまで取締役であった者が経営者に就任した場合</b>				
役員等の氏名 (経営者の変更)	東北 信一	東北 信一	27.7.1	経営業務管理責任者離任
役員等の氏名 (経営者の変更)	秋田 一郎	秋田 一郎	27.7.1	経営業務管理責任者就任
<b>【営業所の新設】 専任技術者についても記載</b>				
営業所の新設	—	東北営業所	27.8.4	
建設業法施行令第3条に規定する使用人	—	青森 太郎	27.8.4	東北営業所
専任技術者	—	青森 太郎	27.8.4	東北営業所
		様式第8号は区分「3」(専任技術者の追加)		
<b>【営業所の廃止】 専任技術者についても記載</b>				
営業所の廃止	関東営業所	—	27.7.31	
建設業法施行令第3条に規定する使用人	岩手 次郎	—	27.7.31	関東営業所
専任技術者	岩手 次郎	—	27.7.31	関東営業所
		様式第22号3「届出書」で提出		
<b>【営業所の業種の追加】 土木のみを営業していた営業所で、造園を追加する場合 →追加する業種を担当する専任技術者もあわせて記載(以下は、従前からの専任技術者が担当業種を追加する場合)</b>				
営業所の業種の追加	土木	土木、造園	27.8.4	中部営業所
専任技術者 (担当業種の変更)	福島 三朗	福島 三朗	27.8.4	中部営業所
		様式第8号は区分「2」(担当業種変更)		
<b>【営業所の業種の廃止】 建築、造園を営業していた営業所で、造園のみを廃止する場合 →廃止する業種を担当していた専任技術者もあわせて記載(以下は、造園の専任技術者が外れ、建築の専任技術者も交替となる場合)</b>				
営業所の業種の廃止	建築、造園	建築	27.7.31	近畿営業所
専任技術者	山形 二郎	—	27.7.31	近畿営業所
	宮城 建一	建設 花子	27.7.31	近畿営業所
	様式第8号は区分「4」(専任技術者の削除)	中国営業所→近畿営業所へ配置のため、様式第8号は区分「5」(所属営業所の変更)		
<b>【専任技術者の交替】 専任技術者の配置営業所のみの変更の場合</b>				
専任技術者	建設 花子	山形 二郎	27.7.31	中国営業所
		近畿営業所→中国営業所へ配置のため、様式第8号は区分「5」(所属営業所の変更)		